

## 加古川市民生児童委員連合会運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、予算で定める範囲内で加古川市民生児童委員連合会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付方法)

第4条 市長は、補助事業者から提出される補助金請求書により補助金を交付するものとする。

2 市長は、交付決定額の範囲内で分割して概算払いすることができる。

### (実績報告)

第5条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、会計年度終了後2週間以内に補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の種類	性質	団体運営費補助
	目的	加古川市の民生委員・児童委員の充実強化を図るとともに、民生委員・児童委員の活動を促進し、地域の増進を図るために活動している団体への運営費の補助
補助金の範囲	対象となる者	加古川市民生児童委員連合会
	対象となる経費	加古川市民生児童委員連合会の運営に必要な経費 ・事務費 ・会議費 ・事業費 ・研修費 ・通信費 ・負担金 ・その他団体が必要とする経費
補助金の補助率又は額	補助率	定額
	補助金の額	1 年額 111,900 円に年度当初の民生委員・児童委員数を乗じて得た額。ただし、年度途中において民生委員・児童委員数に増員があった場合は、相当額を加算する。  2 年額 79,000 円に年度当初の民生委員法第 25 条に規定する会長の数を乗じて得た額。ただし、年度途中において会長の数に増があった場合は、相当額を加算する。  3 年度途中において、民生委員・児童委員定数に増員があった場合は、年額 111,900 円を 12 で除して、

		<p>定数増員後の残月数を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）に、定数増員数を乗じて得た額を加算する。</p> <p>4 年度途中において、会長定数に増減があった場合は、年額 79,000 円を 12 で除して、増減後の月数（当該月数が 1 月に満たない端数があるときは、新会長定数の期間はこれを切り捨て、旧会長定数の期間は 1 月として計算した月数）を乗じた額（円未満の端数は切り捨てる。）に、増減した会長定数を乗じて得た額を加算又は減算する。</p>
--	--	--